

## 令和8年度京都市桃陽病院消防設備点検仕様書

### 1 業務内容

消防法第17条の3の3に定める点検の実施（機器点検及び総合点検）

※ 本業務の施行にあたっては、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。

### 2 施行対象施設

京都市桃陽病院及び看護師寄宿舍（住所：京都市伏見区深草大亀谷岩山町48番地の1）

### 3 施行対象物件

#### （1）自動火災報知設備一式

- ア 発信機 …9個
- イ 地区音響装置…9個
- ウ 差動式感知器…141個
- エ 定温式感知器 34個
- オ 煙式感知器…31個

#### （2）防火扉等閉鎖設備一式

- ア 防火扉…4枚
- イ 防火シャッター…11枚
- ウ 防火ダンパー…8個
- エ 感知器…23個

#### （3）スプリンクラー設備一式

#### （4）非常電源設備一式

#### （5）避難器具設備一式

#### （6）誘導灯設備一式…42個

#### （7）消火器具…23本

※ 当仕様書に記載されている設備以外に、消防法施行規則等の基準上、点検すべき設備がある場合は当院へ報告すること。

### 4 施行期間及び回数

契約の日から令和9年1月末日までに2回施行すること。ただし、第1回目は令和8年7月末日までに機器点検を実施し、第2回目は令和9年1月末日までに機器点検及び総合点検を実施すること。

## 5 施行基準

消防法施行規則等の基準に従い、消防用設備の構造、機能等に応じた外観点検及び機能点検を行うこと。なお、第2回目は総合点検も行うこと。

## 6 結果報告

点検結果は、第1回目、第2回目ともに、点検後1か月以内に報告書を各3部作成し、そのうち2部を所管各消防署へ、残り1部と消防署の届出印を受けた1部、合計2部を当院へ提出すること。

## 7 その他

- 点検実施日は、事前に当院と日程調整のうえ、作業者名を当院へ連絡すること。また、点検作業は、所属長又は担当者の立会いのもとに行うこと。
- 建物及び付属物を滅失又は破損することのないよう、細心の注意をもって点検作業にあたること。万一、事故が生じた場合は受託人の責任において賠償すること。
- 点検作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより、必ず元の状態に復元しておくこと。
- 本見積合わせには、京都市競争入札参加資格者の方のみが参加可能であること。
- 見積書のあて先は「京都市長」と明記すること。また、登録されている印鑑(会社印・代表者印)で押印すること。
- 見積書には必ず税抜、税込を明記し、FAX、メール、持参または郵送のいずれかの方法で御提出ください。

(提出先)

〒612-0833 京都市伏見区深草大亀谷岩山町 48 番地の 1

京都市桃陽病院 (担当: 山本)

TEL: 075-641-8275

FAX: 075-641-8307

E-mail: toyo-hp@city.kyoto.lg.jp

→ 見積額を比較の上、契約決定業者様にのみご連絡させていただきます。

- その他詳細については、所属長又は担当者の指示によること。

※ 受託者は当院の消防計画に基づいた消防訓練の実施にご協力ください。7月頃に実施予定、所要2時間程度です(詳細は別途お伝え予定)。